



監 第 207 号
令和5年12月1日

寒河江市長 佐藤 洋樹 殿
寒河江市議会議長 柏倉 信一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健一郎

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

1 監査の種類 財政援助団体等監査（財政援助団体監査）

2 監査対象 寒河江市観光振興事業費補助金
所管課 さくらんぼ観光課
財政援助団体 一般社団法人寒河江市観光物産協会

3 監査着眼点
所管課

- (1)補助金の決定は関係法令等に適合しているか。
- (2)補助金の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (3)補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
- (4)補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書によりなされているか。
- (5)補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

財政援助団体

- (1)関係規程は整備されているか。
- (2)事業計画書、予算書及び決算諸表と主管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符号するか。
- (3)補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
- (4)会計処理上の責任体制は確立されているか。
- (5)監事による監査は適正に行われているか。金融機関の残高証明、又は預金通帳と収支残高が一致するか。
- (6)事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。補助金が補助金対象事業以外に流用されていないか。
- (7)出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (8)小口現金については適正に管理されているか。

4 監査実施月日 令和5年11月17日

5 実施場所 寒河江市観光物産協会

6 監査の実施内容

令和4年度分

寒河江市観光振興事業費補助金（協会一般管理事業） 18,762,000 円

寒河江市観光振興事業費補助金（観光催事実施事業） 643,000 円

7 監査の結果

補助金事務において、事務が適正になされていない次のものがあった。

指摘事項（所管課）

補助金に係る事務について

交付申請書において、要綱により添付する必要がある収支予算書は、要綱第3条の補助対象経費に該当するかを確認する必要があるため、経費ごとの科目での提出が必要であるがなされていない。同様に、交付申請時に添付すべき書類として要綱の第5条第3号に「事業内容が確認できる書類」とあるが、添付がないまま交付決定通知をしている。

実績報告書においては、経費ごとの科目での内容記載があるものの、添付されている支払書類が、経費ごとの支出がわからないものとなっている。

また、補助対象経費の区分ごとに配分された額の20パーセントを超える増減があるにもかかわらず、変更申請書の提出がされていないまま、額の確定通知書をしている。

適正な補助金事務については、要綱に則り、審査を行った後に、交付決定通知をするとともに、随時進行状況を確認したうえで、実績報告書に基づき審査を経て、額の確定通知書をするようにされたい。

（協会一般管理事業、観光催事実施事業）

指摘事項（財政援助団体）

補助金の大幅な内容変更について

補助金の事業内容について、補助対象経費の区分ごとに配分された額の20パーセントを超える増減があるにもかかわらず、変更申請書の提出を行わないままに、実績報告書を提出している。

事業内容の大幅な変更により、要綱に記載がある変更申請必要がある場合は、事前に相談するとともに、変更申請書を提出し、変更交付決定通知を受けてから事業内容の変更をされるようにされたい。

（協会一般管理事業）



監 第 218 号
令和5年12月11日

寒 河 江 市 長 佐 藤 洋 樹 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿
寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監 査 の 種 類 財政援助団体等監査（財政援助団体監査）
- 2 監 査 対 象 重要文化財(建造物)本山慈恩寺本堂保存修理事業費補助金
所 管 課 生涯学習課
財政援助団体 宗教法人本山慈恩寺
- 3 監 査 着 眼 点
所管課
(1)補助金の決定は関係法令等に適合しているか。
(2)補助金の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
(3)補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
(4)補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書によりなされているか。
(5)補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。
財政援助団体
(1)関係規程は整備されているか。
(2)事業計画書、予算書及び決算諸表と主管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符号するか。
(3)補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
(4)会計処理上の責任体制は確立されているか。
(5)監事による監査は適正に行われているか。金融機関の残高証明、又は預金通帳と収支残高が一致するか。
(6)事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。補助金が補助金対象事業以外に流用されていないか。
(7)出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
(8)小口現金については適正に管理されているか。

- | | | |
|---|---------|---|
| 4 | 監査実施月日 | 令和5年11月14日 |
| 5 | 実施場所 | 慈恩寺社務所及び本堂（慈恩寺地内） |
| 6 | 監査の実施内容 | 重要文化財(建造物)本山慈恩寺本堂保存修理事業費補助金
5,220,000円 |
| 7 | 監査の結果 | 良好と認められた。 |



監 第 224 号
令和5年12月11日

寒河江市長 佐藤 洋 樹 殿
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 後 藤 健 一 郎

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体等監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の種類 財政援助団体等監査（財政援助団体監査）
- 2 監査対象 寒河江市高齢者福祉施設整備補助金
（長生園第1期工事、長生園第2期工事）
所管課 健康増進課
財政援助団体 社会福祉法人 松寿会

3 監査着眼点
所管課

- (1)補助金の決定は関係法令等に適合しているか。
(2)補助金の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
(3)補助金の額の算定、交付方法、時期、手続等は適正か。
(4)補助金の効果及び条件の履行の確認は、実績報告書によりなされているか。
(5)補助金交付団体への指導監督は適切に行われているか。

財政援助団体

- (1)関係規程は整備されているか。
(2)事業計画書、予算書及び決算諸表と主管部局へ提出した補助金の交付申請書、実績報告書等は符号するか。
(3)補助金交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。
(4)会計処理上の責任体制は確立されているか。
(5)監事による監査は適正に行われているか。金融機関の残高証明、又は預金通帳と収支残高が一致するか。
(6)事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。補助金が補助金対象事業以外に流用されていないか。
(7)出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
(8)小口現金については適正に管理されているか。

- 4 監査実施月日 令和5年11月14日
- 5 実施場所 長生園（柴橋地内）
- 6 監査の実施内容 寒河江市高齢者福祉施設整備補助金
（長生園第1期工事、長生園第2期工事）
第1期工事 6,250,000円
第2期工事 3,625,000円
- 7 監査の結果 良好と認められた。